

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

- (1) Iの第2の2に示す公益的機能別施業森林の施業方法
- (2) IIの第2の3に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (3) IIの第5の3に示す森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIに示す森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という）について、表5-1に定める。

表5-1 一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
三島東	016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025, 026, 027, 028, 029, 041	900.34
三島北	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 014, 015	790.65
三島南	030, 031, 032, 033, 034, 035, 036, 037, 038, 039, 040, 042, 043, 044, 045	622.24

第2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

NPO 法人三島フォレストクラブと連携し、市内の森林で間伐された木材を使った木工教室を開催することや木工作品をイベントなどで展示するなど、森林資源の活用に対するPRを積極的に行っていく。



写真 5-1 親子木工教室の様子



写真 5-2 木工作品販売の様子

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取組等を行っていく。

1 地域住民参加による取組

- ・『箱根西麓森林塾』を開催し、森林整備で必要となる知識・技術を養いながら、NPO 法人三島フォレストクラブ、箱根山組合との協働で森林整備を進める。
- ・治山事業での間伐実施等の広報に努める。
- ・住民が森林内で気軽に活動できるよう、作業路、遊歩道、休憩施設等への整備を行う。

2 上下流連携による取組

下流域の住民団体等へ水源の森林造成に参加してもらうよう、積極的に働きかける。

3 法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

公益的機能別施業森林について、間伐又は保育その他の森林施業の実施及びその他に必要な施設の整備に関する内容の施業実施協定を特定非営利活動法人等と森林所有者等が締結することを支援する。

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

自ら森林の経営管理を実行することができない森林所有者の有無について調査を行う。調査の結果、森林経営管理制度に基づく経営管理権が設定された森林を下記のとおりとする。

経営管理権設定森林

区域	林班	件数	面積	備考
三島東	16 林班ーい	1	5.78ha	

計画期間内における三島市森林経営管理事業対象森林

区域	林班	面積	備考
三島東	16 林班ーい	5.78ha	

これらの対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する複層林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導する。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採により林業経営が再開し得るような環境を維持するような経営管理を行う。

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。

また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

2 森林の土地の保全に関して留意すべき事項

森林の土地の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意する。

(1) 保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の4点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

- ・土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- ・水害を発生させるおそれがないこと
- ・水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- ・環境を著しく悪化させるおそれがないこと

4 公有林の整備に関する事項

本市は現在、273.42haの森林を有している。このうち、人工林については地域の規範となるよう、関係機関と協議しながら適正な管理を行う。

5 森林教育に関する事項

長期的な人材育成には将来を担う子供達の教育が必要不可欠であるため、小学生を対象に森林教育として間伐体験会等の「子ども森林塾」を実施し、森林内での様々な体験活動等を通じて、人々の生活環境と森林との関係について理解と関心を深め、森と人との良い関係を構築していく。

また、森林環境譲与税を活用し、三島市立箱根の里の一部に「広葉樹林化モデル林」を設置し、既存のヒノキ単層林を強度に間伐し、広葉樹を植林する事業を継続的に行っている。

この事業では、市民を公募し広葉樹の植林体験を通し、公益的機能の啓発に努めている。



写真 5-3 間伐体験の様子



写真 5-4 植林体験の様子

6 放置竹林対策に関する事項

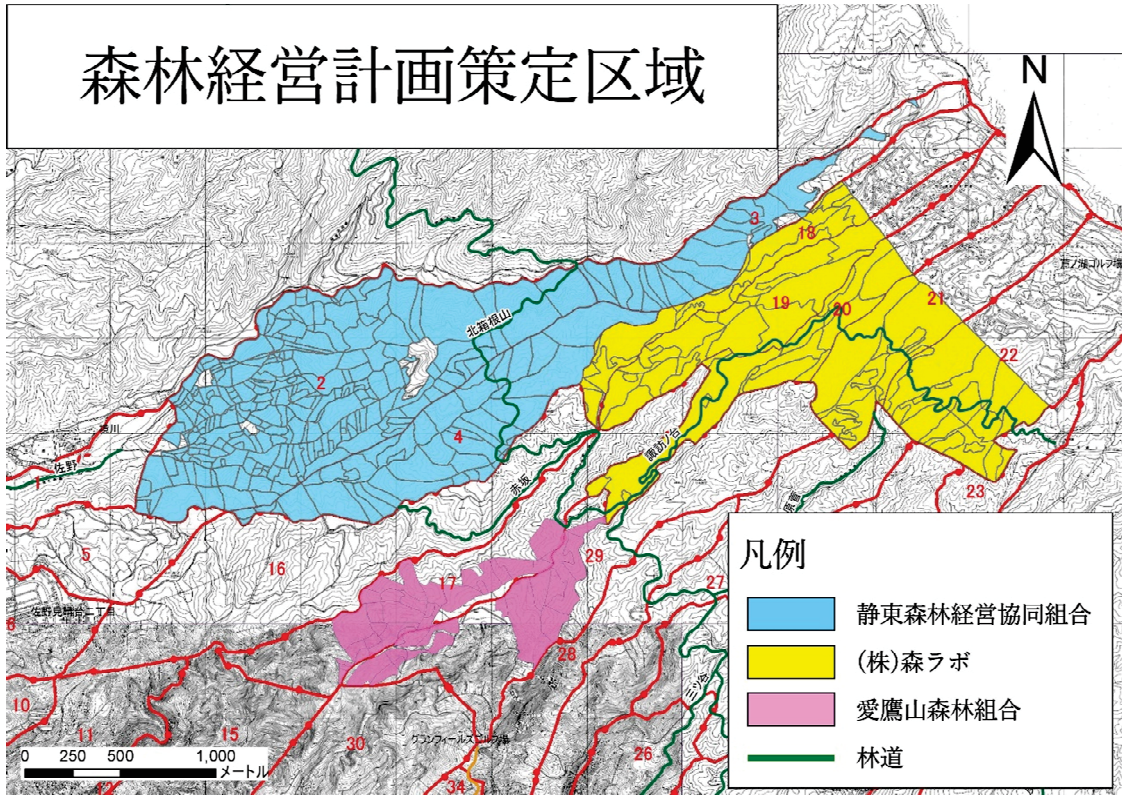
さまざまな影響が懸念される放置竹林の対策のため、竹破砕機の講習会の開催や貸出しを実施し市民の意識向上を図り、併せて竹材の有効利用など、総合的な対策の検討をしていく。



写真 5-4 竹破砕機講習会の様子

7 森林経営計画作成の推進に関する事項

意欲と能力を有する者が面的なまとまりを持って行う集約化や路網整備等に関する計画である森林経営計画の作成を支援し、林業再生に寄与することにより、森林の有する多面的機能や、森林資源の循環利用を推進する。



別紙 1

区域	区域設定の基本方針
木材等生産機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林木の生育が良好な森林（地位級が中以上） ・ 地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林 ・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
水源涵養機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源地周辺の森林（大場川、沢地川、山田川源流、上流の森林） ・ 地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺の森林 ・ 水源かん養保安林に指定されている森林 ・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
山地災害防止/ 土壌保全機能 維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ・ 土砂流出、土砂の崩壊の防備のため治山施設が施行されている森林 ・ 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林に指定されている森林 ・ 分布状況を踏まえ、特定区域（準林班、林小班単位）で設定

<p>快適環境形成 機能維持増進 森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活環境保全を図る森林 ・分布状況を踏まえ、特定区域（林小班単位）で設定
<p>保健文化機能 維持増進森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林 ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林 ・陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林 ・市民と協働ふれあいの場となる森林 ・森林ボランティアを育成する森林 ・分布状況を踏まえ、特定区域（林班、準林班、林小班単位）で設定

別紙 2

基幹路網の整備計画

(単位 開設・舗装：km、改良：箇所)

開設 / 拡張	種類	区分	位置	路線名	計画区分	延長 / 箇所	利用区域面積	内前半5年分	対図番号
開設	自動車道	森林管理道	三島市	赤坂	前期 後期 計	0.9 - 0.9	49	○	4
開設	自動車道	森林管理道	三島市	中尾	前期 後期 計	0.2 - 0.2	34	○	5
			計	2 路線	前期 後期 計	1.1 - 1.1	83		
拡張	自動車道	改良	三島市	北箱根山	前期 後期 計	1 1 2	824	○	2
拡張	自動車道	改良	三島市	北原菅	前期 後期 計	5 3 8	45	○	3
拡張	自動車道	改良	三島市	諏訪ノ台	前期 後期 計	5 5 10	192	○	1
			計	3 路線	前期 後期 計	11 9 20	1,061		